

株 主 各 位

大阪府豊中市千成町3丁目5番3号

松尾電機株式會社

代表取締役社長

常 俊 清 治

第66回定時株主總會招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主總會を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主總會参考書類をご検討下さいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)正午までに到着するようにご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日(金曜日)午前10時
2. 場 所 大阪府豊中市本町3丁目1番16号
ホテルアイボリー 3階 オーキッドホール
3. 目的事項
報告事項 1 第66期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第66期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠の監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎本通知の添付書類及び株主總會参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.ncc-matsuo.co.jp/info.html>)に掲載させていただきます。

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のエレクトロニクス業界の状況につきましては、世界生産は新興諸国でのスマートフォンやタブレット端末等の市場が大幅に拡大し、さらに、自動車の電子化の進展に伴う車載用電子機器の増加により電子部品・デバイスの生産は増加しました。しかしながら、国内生産は自動車や機器メーカーの海外生産体制の確立化が進行し、総じて減少しました。

このような環境のもとで、当社グループは、製品の特長を活かして、二酸化マンガンタンタルコンデンサを高度な信頼性、高品質及び小型大容量化が要求されるカーエレクトロニクス分野、鉄道関連機器及び電力制御機器等のインフラ分野並びに医療機器向けに、導電性高分子タンタルコンデンサを低ESR（等価直列抵抗）化及び小型大容量化が要求されるスマートフォン及びタブレット端末等の小型携帯電子機器向けに、高電流ヒューズを安全部品としてリチウムイオン電池向けにそれぞれ重点的に販売しました。しかしながら、販売価格の下落並びに第3四半期連結会計期間以降の小型携帯電子機器及び自動車向け等における二酸化マンガンタンタルコンデンサ使用数量の減少により売上高が大幅に減少しました。また、地域別には海外市場、特に東アジア地区の売上高が大幅に減少しました。

この結果、当社グループの業績は、売上高につきましては、前年同期比10.3%減少して56億4千8百万円となり、損益につきましては、販売価格の下落及び売上高の減少により営業損失2億6千2百万円、経常損失2億3千8百万円となりました。なお、特別損失として「固定資産の減損に係る会計基準」に基づく減損損失8億2千5百万円及びコンデンサ取引に関する当局等の調査対応のための弁護士報酬等1億4百万円の計上等により、当期純損失11億3千9百万円を計上しました。

このため、遺憾ながら平成27年3月期の期末配当は無配とさせていただきたいと存じます。株主の皆様には誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

なお、部門別の概況は次のとおりであります。

① タンタルコンデンサ事業

タンタルコンデンサ事業につきましては、鉄道関連機器及び電力制御機器等のインフラ分野向けの需要が増加したものの、カーエレクトロニクス向け及び小型携帯電子機器向けの売上高が大幅に減少しました。この結果、当連結会計年度のタンタルコンデンサ事業の売上高は46億2千7百万円と前年同期比11.4%減少し、総売上高に占める比率は81.9%と前年同期比1.0ポイント低下しました。

②回路保護素子事業

回路保護素子事業につきましては、リチウムイオン電池向けの高電流ヒューズの需要が増加しました。この結果、当連結会計年度の回路保護素子事業の売上高は8億3千3百万円と前年同期比1.4%増加し、総売上高に占める比率は14.8%と前年同期比1.8ポイント上昇しました。

③その他

その他の売上高は1億8千7百万円と前年同期比27.1%減少し、総売上高に占める比率は3.3%と前年同期比0.8ポイント低下しました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は3千2百万円で、主として設備の更新等に投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

エレクトロニクス業界の今後の見通しにつきましては、世界生産においては個人モバイル端末市場が引き続き拡大し、自動車市場も堅調に拡大すると見込まれ、国内生産においても、政府の成長戦略の継続により企業業績は引き続き好調を維持すると見込まれます。

しかしながら、電子部品業界の今後につきましては、顧客からの価格、信頼性、品質に対する要求がますます強くなり、競争激化により厳しい状況が継続すると予想されます。また、タンタルコンデンサ業界では、セラミックコンデンサの静電容量増加に伴いタンタルコンデンサからセラミックコンデンサへの置き換えが進展するという課題もあります。

当社グループとしましては、引き続き売上高の回復を最重要課題と認識し全力で取り組む所存です。そのために、海外売上高の増加を再度重要課題とし、下面電極構造のタンタルコンデンサの顧客拡大を始めとして高電流ヒューズ及び車載用回路保護素子を販売重点製品と定め、全社的な顧客対応力を強化します。また、コスト面では収率向上等の徹底的なコストダウンを行い費用の低減を図ります。一方で、既存製品以外の新商品の開発を継続的に実施します。以上の施策を着実に推進することにより、業績回復に努力する所存です。

なお、当社グループは、平成26年6月にタンタル電解コンデンサ及びアルミ電解コンデンサの取引に関して、公正取引委員会による立入調査を受けました。当社グループは米国、中国、EU(欧州連合)等の当局による調査も受けています。また、米国及びカナダにおいて、当社グループを含む複数の日本企業等を相手取り集団訴訟が提起されております。

現在、調査が継続中であり、当社グループは調査への協力を真摯に行っています。

株主の皆様におかれましても、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 63 期	第 64 期	第 65 期	第66期 (当連結会計年度)
	(平成23年4月1日～ 平成24年3月31日)	(平成24年4月1日～ 平成25年3月31日)	(平成25年4月1日～ 平成26年3月31日)	(平成26年4月1日～ 平成27年3月31日)
売 上 高	千円 6,594,181	千円 6,124,093	千円 6,299,390	千円 5,648,444
経 常 利 益	千円 △203,875	千円 △542,053	千円 5,496	千円 △238,076
当 期 純 利 益	千円 △281,605	千円 △729,338	千円 27,651	千円 △1,139,001
1株当たり当期純利益	円 △10.94	円 △28.34	円 1.07	円 △44.28
総 資 産	千円 10,176,725	千円 9,287,620	千円 9,221,077	千円 8,061,681
純 資 産	千円 7,269,731	千円 6,688,669	千円 6,701,548	千円 5,589,893

(注) 1. △は損失を示します。

- 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
- 第63期に経常損失が発生した主たる要因は、売上高の減少、急速な円高の進行及びタンタル材料の一層の高騰によるものであり、当期純損失が発生した主たる要因は、それらに加えて投資有価証券評価損の計上等によるものです。
- 第64期に経常損失が発生した主たる要因は、売上高の減少、対米ドル為替レートの円高継続及び導電性高分子タンタルコンデンサの収率計画未達成によるものであり、当期純損失が発生した主たる要因は、それらに加えて製品不具合対策損失及び投資有価証券評価損の計上等によるものです。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
島根松尾電子株式会社	千円 400,000	100%	フィルムコンデンサ・ 回路保護素子の 製造

(7) 主要な事業内容

当社グループは小型高信頼度コンデンサ及び回路保護素子の製造販売を主な事業としております。品質第一をモットーとする当社グループでは、国際的にトップレベルの品質を追求し、また、小型化、高機能化、低価格化、環境課題への対応等の顧客ニーズに対応し、カーエレクトロニクス分野・スマートフォン及びタブレット端末等の小型携帯電子機器・制御機器・宇宙衛星等にご採用いただいております。

(8) 主要な事業所

① 当社

本 社	大阪府豊中市	
営業所	東日本営業部	東京都千代田区
	中部日本営業部	愛知県安城市
	西日本営業部	大阪府豊中市
工 場	福知山工場	京都府福知山市
	本社工場	大阪府豊中市

② 子会社

島根松尾電子株式会社 島根県出雲市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
399 名	-25 名

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	500,000 千円
株式会社三井住友銀行	100,000 千円
株式会社百十四銀行	100,000 千円

(11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(14) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分
該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、平成 26 年 6 月にタンタル電解コンデンサ及びアルミ電解コンデンサの取引に関して、公正取引委員会による立入調査を受けました。当社グループは米国、中国、EU(欧州連合)等の当局による調査も受けています。また、米国及びカナダにおいて、当社グループを含む複数の日本企業等を相手取り集団訴訟が提起されております。

現在、調査が継続中であり、当社グループは調査への協力を真摯に行っています。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|-----------|-------------|
| ①発行可能株式総数 | 78,383,013株 |
| ②発行済株式の総数 | 26,220,000株 |
| ③株主数 | 3,057名 |
| ④大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
松尾電機投資会	1,973 ^{千株}	7.67%
日本生命保険相互会社	1,515	5.89
松尾浩和	1,376	5.35
片山千恵子	1,305	5.08
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,160	4.51
松尾電機従業員持株会	826	3.21
第一生命保険株式会社	706	2.75
日本証券金融株式会社	561	2.18
明治安田生命保険相互会社	400	1.56
東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社	325	1.26

(注) 1. 持株比率は、自己株式(500,423株)を控除して計算しております。

2. 当社は自己株式500,423株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
常 俊 清 治	代表取締役社長	執行役員兼開発部門長 (重要な兼職の状況) 島根松尾電子株式会社 取締役
白 重 道 弘	取 締 役	執行役員技術担当兼品質管理責任者
網 谷 嘉 寛	取 締 役	執行役員総務経理部門長
池 田 修 三	取 締 役	執行役員営業部門長
織 田 真 一	監査役(常勤)	(重要な兼職の状況) 島根松尾電子株式会社 監査役
塩 川 吉 孝	監 査 役	(重要な兼職の状況) 弁護士
御手洗 徹	監 査 役	

- (注) 1. 池田修三は、平成26年6月27日開催の第65回定時株主総会において取締役に新たに選任され就任いたしました。
2. 平成26年6月27日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、清水巧は代表取締役社長を、宮西昭嗣は取締役をそれぞれ退任いたしました。
3. 監査役 塩川吉孝及び監査役 御手洗徹は、社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 当社は、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、従前より社外取締役を置くことを検討し適切な候補者を選定していましたが、適切な人材を確保することができず、そのような状況下であえて不適切な人材を社外取締役に選任することは、当社の企業価値の向上にマイナスの影響を及ぼすおそれがあるため、結果的に、当事業年度末日において社外取締役を置くに至りませんでした。しかしながら、今般適任者を得ることができましたので、平成27年6月26日開催予定の第66回定時株主総会において社外取締役の選任議案を上程いたします。

<ご参考>当社は執行役員制度を導入しており、平成27年3月31日現在の取締役を兼務しない執行役員は以下のとおりです。

氏名	担当及び重要な兼職の状況
仁 木 正 俊	執行役員管理部門長兼内部監査室長
岸 下 学	執行役員福知山生産部門長
山 地 正 人	執行役員調達部門長兼経営管理室長
宮 田 智 彦	執行役員本社・島根生産部門長
竹 内 学	執行役員品質保証・技術管理部門長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 6名 56,250千円

監査役 3名 18,600千円（うち社外監査役 2名 8,400千円）

(注) 1. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

2. 上記の取締役の員数及び報酬等の額には、平成26年6月27日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

社外監査役 塩川吉孝

当事業年度中に開催された取締役会16回、監査役会15回すべてに出席し、必要に応じ、弁護士としての経験・専門的見地から発言を行っております。

社外監査役 御手洗徹

当事業年度中に開催された取締役会16回、監査役会15回すべてに出席し、必要に応じ、金融機関業務経験者としての立場から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 上記記載内容に関する社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(注) 平成26年10月1日付で太陽A S G有限責任監査法人は、太陽有限責任監査法人に名称変更いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 22,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 22,000千円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には会計監査人を解任することができ、その場合は株主総会で解任の旨及び理由を報告いたします。それ以外に、当社の取締役会は会計監査人の職務の遂行状況を考慮し、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

内部統制について、会社法及び金融商品取引法で求められている事項に基づき次のとおり基本方針を定めます。

なお、下記には事業年度中における方針を記載しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①代表取締役社長は、取締役及び執行役員（以下、総称して本項において「役員」という）の中からコンプライアンス管理担当役員を指名する。

②コンプライアンス管理担当役員は、コンプライアンス管理体制を構築する責任と権限を有し、各役員は自己の分掌範囲においてコンプライアンス管理体制を整備する。

③コンプライアンス最優先の一環として、社会的秩序や健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、統轄部署を設置し、警察署及び顧問弁護士等と連携し、断固とした姿勢で臨み、一切の関係を遮断する。

④代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し内部監査体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次の経営管理システムを用いて取締役の職務執行の効率性を確保する。

①役員により構成される経営会議を開催し会社に影響を及ぼす重要事項の審議及び部門ごとの目標と実績の進捗管理を実施する。

②経営環境の変化により迅速に対応するために執行役員制度の機能の充実を図る。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役の職務の執行に係る重要書類については10年以上保管するものとし必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①代表取締役社長は、役員の中からリスク管理担当役員を指名する。

②リスク管理担当役員は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、各役員は自己の分掌範囲においてリスク管理体制を整備する。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が使用人を求めた場合は職務を補助するスタッフを配置し、そのスタッフは監査役の指示、命令により業務を遂行する。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と必要に応じて会合を行う。
 - ② 監査役は、経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人から報告及び意見を聞く。
 - ③ 役員は、法令及び定款に違反する行為を発見した場合、会社に著しい損害あるいは不利益が生じた場合等は監査役に報告する。
- (7) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の業務執行の最高責任者は、経営会議に出席し子会社の事業の報告を行う。
 - ② コンプライアンス管理担当役員は、当社グループのコンプライアンス管理体制を構築する。
 - ③ リスク管理担当役員は、当社グループのリスク管理体制を構築する。
 - ④ 当社の内部監査室は、当社グループの内部監査を実施する役割を担う。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 代表取締役社長は、役員の中から内部統制システム運用責任者を指名する。
 - ② 内部統制システム運用責任者は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すべく明確な職務分掌、内部監査体制を構築する。
 - ③ 内部統制システム運用責任者は、資産の取得、使用及び処分を正当な手続き及び承認の下で行うために明確な規程、職務分掌、内部監査体制を構築する。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
資 産 の 部	8,061,681	負 債 の 部	2,471,787
流 動 資 産	5,118,800	流 動 負 債	1,555,930
現金及び預金	1,986,472	支払手形及び買掛金	513,168
受取手形及び売掛金	1,698,554	短期借入金	700,000
有 価 証 券	25,216	リ ー ス 債 務	15,965
製 品	656,543	未 払 法 人 税 等	15,735
仕 掛 品	331,915	設 備 関 係 支 払 手 形	3,172
原材料及び貯蔵品	397,359	そ の 他	307,887
そ の 他	24,437		
貸倒引当金	△ 1,698		
固 定 資 産	2,942,880	固 定 負 債	915,857
有 形 固 定 資 産	1,795,166	リ ー ス 債 務	17,719
建物及び構築物	452,767	繰 延 税 金 負 債	178,762
機械装置及び運搬具	412,837	環 境 対 策 引 当 金	9,322
土 地	840,666	退 職 給 付 に 係 る 負 債	697,476
リ ー ス 資 産	23,862	資 産 除 去 債 務	7,206
建 設 仮 勘 定	976	そ の 他	5,370
そ の 他	64,058		
無 形 固 定 資 産	30,300	純 資 産 の 部	5,589,893
投資その他の資産	1,117,413	株 主 資 本	5,329,152
投資有価証券	1,098,912	資 本 金	2,219,588
そ の 他	18,501	資 本 剰 余 金	3,341,270
貸倒引当金	△ 0	利 益 剰 余 金	△ 145,379
		自 己 株 式	△ 86,327
		その他の包括利益累計額	260,741
		その他有価証券評価差額金	348,985
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 66
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 88,177
資 産 合 計	8,061,681	負 債 純 資 産 合 計	8,061,681

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

科 目	金 額
売 上 高	5,648,444
売 上 原 価	4,628,677
売 上 総 利 益	1,019,767
販売費及び一般管理費	1,281,782
営 業 損 失	262,015
営業外収益	
受 取 利 息	457
受 取 配 当 金	20,697
為 替 差 益	6,439
そ の 他	6,867
営業外費用	
支 払 利 息	9,439
そ の 他	1,082
経 常 損 失	238,076
特別利益	
投資有価証券売却益	28,656
特別損失	
固定資産除却損	2,243
弁護士報酬等	104,534
減 損 損 失	825,042
税金等調整前当期純損失	1,141,240
法人税、住民税及び事業税	8,527
法 人 税 等 調 整 額	△ 10,765
少数株主損益調整前当期純損失	1,139,001
当 期 純 損 失	1,139,001

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,219,588	3,341,270	1,089,820	△ 85,480	6,565,198
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△ 57,608		△ 57,608
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	2,219,588	3,341,270	1,032,211	△ 85,480	6,507,589
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 38,589		△ 38,589
当 期 純 損 失			△ 1,139,001		△ 1,139,001
自 己 株 式 の 取 得				△ 846	△ 846
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△ 1,177,591	△ 846	△ 1,178,437
当 期 末 残 高	2,219,588	3,341,270	△ 145,379	△ 86,327	5,329,152

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	173,532	△ 137	△ 37,043	136,350	6,701,548
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					△ 57,608
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	173,532	△ 137	△ 37,043	136,350	6,643,940
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 38,589
当 期 純 損 失					△ 1,139,001
自 己 株 式 の 取 得					△ 846
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	175,452	71	△ 51,133	124,390	124,390
当 期 変 動 額 合 計	175,452	71	△ 51,133	124,390	△ 1,054,047
当 期 末 残 高	348,985	△ 66	△ 88,177	260,741	5,589,893

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社は島根松尾電子㈱の1社です。
2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しています。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券
その他有価証券
時価のあるもの
連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ②たな卸資産
製品・仕掛品 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
原 材 料 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
貯 蔵 品 最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法によっています。
主な耐用年数
建物及び構築物 38年
機械装置及び運搬具 9年
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
 - ③所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
 - (3) 重要な引当金の計上基準
 - ①貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。
 - ②環 境 対 策 引 当 金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しています。

5. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

先物が替予約を行っており、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権債務

③ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っています。

④ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、為替予約を振当処理しているため、連結会計年度末における有効性の評価を省略しています。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生連結会計年度から費用処理しています。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。

6. 会計方針の変更に関する事項

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が57,608千円増加し、利益剰余金が同額減少しています。また、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微です。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	605,000千円
建物	148,229千円
土地	575,014千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	700,000千円
-------	-----------

2. 当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。

当座貸越極度額	2,005,000千円
借入未実行残高	700,000千円
差引額	1,305,000千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

20,780,637千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれています。

連結損益計算書に関する注記

1. 弁護士報酬等

当社グループに対するタンタル電解コンデンサ及びアルミ電解コンデンサの取引に関する日本、米国、中国、EU（欧州連合）等の当局による調査並びに米国及びカナダにおける集団訴訟に対応するための弁護士報酬等です。

2. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

場所	用途	種類	金額（千円）
福知山工場 (京都府福知山市)	製造設備	機械装置及び運搬具	784,680
		リース資産	7,737
		その他	32,624
		合計	825,042

当社グループは、工場をキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、資産のグルーピングをしています。

当社の福知山工場は、採算の低迷が続いており、将来キャッシュ・フローを検討の結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

なお、回収可能価額は正味売却可能価額によっており、建物及び構築物、土地は鑑定評価をもとに評価し、その他の資産については備忘価額をもって評価しています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	26,220,000	—	—	26,220,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	493,914	6,509	—	500,423

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりです。単元未満株式の買取請求による増加 6,509株

3. 配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	38,589	1.50	平成26年3月31日	平成26年6月30日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

短期借入金の使途は運転資金です。なお、デリバティブ取引は内規に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（※） (千円)	時価（※） (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,986,472	1,986,472	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,698,554	1,698,554	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,108,978	1,108,978	—
(4) 支払手形及び買掛金	(513,168)	(513,168)	—
(5) 短期借入金	(700,000)	(700,000)	—
(6) デリバティブ取引（ヘッジ 会計が適用されているもの）	(66)	(66)	—

(※) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております（上記(2)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額15,150千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 217円34銭

2. 1株当たり当期純損失 44円28銭

会計方針の変更に関する事項に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っています。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、2円24銭減少しています。なお、当連結会計年度の1株当たり当期純損失に与える影響は軽微です。

その他

当社グループは、コンデンサ製品の取引に関して、日本の公正取引委員会並びに米国、中国、EU（欧州連合）等の当局による調査を受けています。

また、米国及びカナダにおいて、当社グループを含む複数の日本企業等を相手取り、集団訴訟が提起されています。

これらの調査・訴訟に伴い発生する費用は将来も発生すると予測されますが、その費用を現時点で合理的に見積ることは困難です。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

松尾電機株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏木 忠 ㊟
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笹川 敏 幸 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、松尾電機株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松尾電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
資 産 の 部	8,080,881	負 債 の 部	2,324,547
流 動 資 産	4,913,363	流 動 負 債	1,549,547
現金及び預金	1,926,252	支 払 手 形	178,442
受 取 手 形	206,101	買 掛 金	325,387
売 掛 金	1,492,452	短 期 借 入 金	700,000
有 価 証 券	25,216	リ ー ス 債 務	15,965
商 品 及 び 製 品	592,748	未 払 金	67,203
仕 掛 品	243,313	未 払 費 用	194,127
原材料及び貯蔵品	337,677	未 払 法 人 税 等	14,049
前 払 費 用	12,134	預 り 金	9,441
関係会社短期貸付金	41,553	設 備 関 係 支 払 手 形	3,172
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	35,000	営 業 外 支 払 手 形	41,553
そ の 他	10,976	そ の 他	203
貸 倒 引 当 金	△ 10,063		
固 定 資 産	3,167,518	固 定 負 債	775,000
有 形 固 定 資 産	1,516,410	リ ー ス 債 務	17,719
建 物	372,018	繰 延 税 金 負 債	178,762
構 築 物	10,992	退 職 給 付 引 当 金	563,847
機 械 及 び 装 置	248,508	環 境 対 策 引 当 金	9,300
車 両 運 搬 具	299	そ の 他	5,370
工具、器具及び備品	55,102		
土 地	804,649	純 資 産 の 部	5,756,333
リ ー ス 資 産	23,862	株 主 資 本	5,407,415
建 設 仮 勘 定	976	資 本 金	2,219,588
無 形 固 定 資 産	28,774	資 本 剰 余 金	3,341,270
借 地 権	21,411	資 本 準 備 金	3,341,270
ソ フ ト ウ ェ ア	295	利 益 剰 余 金	△ 67,116
そ の 他	7,067	利 益 準 備 金	554,897
投 資 そ の 他 の 資 産	1,622,333	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 622,013
投 資 有 価 証 券	1,098,912	別 途 積 立 金	300,000
関 係 会 社 株 式	300,000	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 922,013
出 資 金	200	自 己 株 式	△ 86,327
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	60		
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	270,000	評 価 ・ 換 算 差 額 等	348,918
そ の 他	17,665	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	348,985
貸 倒 引 当 金	△ 64,504	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 66
資 産 合 計	8,080,881	負 債 純 資 産 合 計	8,080,881

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

科 目	金 額
売 上 高	5,648,444
売 上 原 価	4,694,087
売 上 総 利 益	954,356
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,221,013
営 業 損 失	266,656
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4,290
有 価 証 券 利 息	17
受 取 配 当 金	20,697
為 替 差 益	6,361
そ の 他	6,022
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	9,439
そ の 他	1,306
経 常 損 失	240,013
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	28,656
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,169
弁 護 士 報 酬 等	104,534
減 損 損 失	825,042
税 引 前 当 期 純 損 失	1,142,102
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,747
法 人 税 等 調 整 額	△ 10,765
当 期 純 損 失	1,139,083

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	2,219,588	3,341,270	3,341,270	554,897	300,000	313,267	1,168,165
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						△ 57,608	△ 57,608
会計方針の変更を反映 した 当 期 首 残 高	2,219,588	3,341,270	3,341,270	554,897	300,000	255,659	1,110,556
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△ 38,589	△ 38,589
当 期 純 損 失						△ 1,139,083	△ 1,139,083
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△ 1,177,672	△ 1,177,672
当 期 末 残 高	2,219,588	3,341,270	3,341,270	554,897	300,000	△ 922,013	△ 67,116

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△ 85,480	6,643,543	173,532	△ 137	173,394	6,816,937
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		△ 57,608				△ 57,608
会計方針の変更を反映 した 当 期 首 残 高	△ 85,480	6,585,934	173,532	△ 137	173,394	6,759,329
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△ 38,589				△ 38,589
当 期 純 損 失		△ 1,139,083				△ 1,139,083
自 己 株 式 の 取 得	△ 846	△ 846				△ 846
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)			175,452	71	175,523	175,523
当 期 変 動 額 合 計	△ 846	△ 1,178,519	175,452	71	175,523	△ 1,002,995
当 期 末 残 高	△ 86,327	5,407,415	348,985	△ 66	348,918	5,756,333

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

原 材 料

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

貯 蔵 品

最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっています。

主な耐用年数

建物 38年

機械及び装置 9年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生事業年度から費用処理しています。

(3) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

先物が替予約を行っており、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務

③ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っています。

④ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、為替予約を振当処理しているため、事業年度末における有効性の評価を省略しています。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。

6. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しています。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が57,608千円増加し、繰越利益剰余金が同額減少しています。また、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微です。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しています。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産

定期預金	600,000千円
建物	148,229千円
土地	575,014千円
 - (2) 担保に係る債務

短期借入金	700,000千円
-------	-----------
2. 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。

当座貸越極度額	2,000,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引額	1,300,000千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 19,016,157千円
 なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれています。
4. 関係会社に対する短期金銭債権 76,553千円
 関係会社に対する長期金銭債権 270,000千円
 関係会社に対する短期金銭債務 48,226千円
 なお、上記金額には貸借対照表上、区分掲記したものを含んでいます。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

仕入高	580,692千円
営業取引以外の取引高	4,177千円
2. 弁護士報酬等
 当社に対するタンタル電解コンデンサ及びアルミ電解コンデンサの取引に関する日本、米国、中国、EU（欧州連合）等の当局による調査並びに米国及びカナダにおける集団訴訟に対応するための弁護士報酬等です。
3. 減損損失

当社は、以下の資産のグループについて減損損失を計上しています。

場所	用途	種類	金額（千円）
福知山工場 (京都府福知山市)	製造設備	機械及び装置	783,804
		車両運搬具	875
		工具、器具及び備品	32,624
		リース資産	7,737
		合計	825,042

当社は、工場をキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、資産のグルーピングをしています。

福知山工場は、採算の低迷が続いており、将来キャッシュ・フローを検討の結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

なお、回収可能価額は正味売却可能価額によっており、建物、構築物、土地は鑑定評価をもとに評価し、その他の資産については備忘価額をもって評価しています。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式（株）	493,914		6,509		—	500,423

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりです。単元未満株式の買取請求による増加 6,509株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産

未払従業員賞与	31,776千円
退職給付引当金	182,122千円
関係会社株式評価損	32,300千円
減損損失	380,227千円
投資有価証券評価損	155,380千円
繰越欠損金	1,072,627千円
その他	74,919千円
繰延税金資産小計	1,929,354千円
評価性引当額	△1,929,354千円
繰延税金資産合計	—千円

2. 繰延税金負債

退職給付信託設定益	△105,375千円
その他有価証券評価差額金	△73,386千円
繰延税金負債合計	△178,762千円
繰延税金負債の純額	△178,762千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	島根松尾電子㈱	島根県出雲市	400,000千円	製品の製造	直接100%	役員 2名	当社仕入先	商品の仕入(※1)	370,345	買掛金	48,226
								原材料の仕入(※1)	210,004	関係会社短期貸付金(※4)	41,553
								資金の貸付(※2)	△24,479	1年内回収予定の関係会社長期貸付金(※4)	35,000
								利息の受取(※3)	3,872	関係会社長期貸付金(※4)	270,000

(注) 上記金額には消費税等は含まれていません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 一般的な市場価格等を参考に決定しています。

※2 貸付金の取引金額に関しては、当事業年度における純増減額を記載しています。

※3 島根松尾電子㈱に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件については、返済期間を定め分割返済しています。なお、担保は受入れていません。

※4 島根松尾電子㈱への貸付金に対し、合計72,827千円の貸倒引当金を計上しています。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 223円81銭
- 1株当たり当期純損失 44円28銭

会計方針の変更に関する事項に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っています。

この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が、2円24銭減少しています。なお、当事業年度の1株当たり当期純損失に与える影響は軽微です。

その他

当社は、コンデンサ製品の取引に関して、日本の公正取引委員会並びに米国、中国、EU（欧州連合）等の当局による調査を受けています。

また、米国及びカナダにおいて、当社を含む複数の日本企業等を相手取り、集団訴訟が提起されています。

これらの調査・訴訟に伴い発生する費用は将来も発生すると予測されますが、その費用を現時点で合理的に見積ることは困難です。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

松尾電機株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 柏木 忠 印
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 笹川 敏 幸 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松尾電機株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議、経営計画・部門計画発表会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所・子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

松尾電機株式会社 監査役会

常勤監査役 織 田 真 一 ㊞

社外監査役 塩 川 吉 孝 ㊞

社外監査役 御手洗 徹 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 社外取締役及び社外監査役の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に従い、定款第28条（社外取締役との責任限定契約）及び同第38条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。

なお、定款第28条（社外取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

また、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴う補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第27条（条文省略） （新設）	第1条～第27条（現行どおり） <u>（社外取締役との責任限定契約）</u> 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額と定める。</u>
第28条～第30条（条文省略）	第29条～第31条（現行どおり）

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第<u>31</u>条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。会社法第329条第<u>2</u>項に基づき選任された補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第<u>32</u>条～第<u>36</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第<u>37</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第<u>32</u>条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。会社法第329条第<u>3</u>項に基づき選任された補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第<u>38</u>条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額と定める。</u></p> <p>第<u>39</u>条～第<u>41</u>条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化及び経営の透明性の一層の確保を図るため、社外取締役として取締役1名を増員することとし、その選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
※ いし い ひろ ゆき 石 井 啓 之 (昭和46年5月24日生)	平成7年10月 センチュリー監査法人(現 新日本 有限責任監査法人) 入所 平成12年4月 公認会計士登録 平成18年3月 石井啓之公認会計士事務所開設 現在に至る	—

(注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. ※印は新任候補者であります。

3. 石井啓之は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、本議案をご承認いただけることを条件として同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

4. 石井啓之は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に直接関与した経験はありませんが、公認会計士、税理士の資格を有して会社財務・税務に関する高い経験、見識を有し、かつ8年間当社の補欠の監査役として、当社の業務内容を十分に認識・理解されたことから、社外取締役として適任と判断し選任をお願いするものであります。

5. 石井啓之が社外取締役に選任された場合は、当社は、同氏との間で、第1号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 塩川吉孝及び御手洗徹の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	しお かわ よし たか 塩 川 吉 孝 (昭和22年10月25日生)	昭和54年6月 大阪弁護士会登録 昭和54年6月 竹田実法律事務所入所 昭和59年4月 塩川吉孝法律事務所開設 現在に至る 平成11年1月 当社顧問弁護士 平成19年6月 当社監査役(現任)	40,000株
2	※ やま もと しげ けい 山 本 茂 文 (昭和26年4月8日生)	昭和49年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 平成14年4月 UFJビジネスサービス大阪株式会社(現MUビジネスサービス株式会社)代表取締役 平成16年3月 東洋ビルメンテナンス株式会社入社 平成23年6月 東洋ビルメンテナンス株式会社専務執行役員大阪支社長 平成23年6月 東洋近畿建物管理株式会社代表取締役 平成27年6月 東洋近畿建物管理株式会社退社 現在に至る	—

- (注) 1. 候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 塩川吉孝、山本茂文の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、塩川吉孝を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、また、山本茂文につきましては、本議案をご承認いただけることを条件として同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 塩川吉孝は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって8年であります。
5. 塩川吉孝は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士として、高い経験、見識を有しております。また、山本茂文は金融機関業務経験者として、高い経験、見識を有しております。そのため、両氏ともに、その経験を生かして当社の経営全般に対して監査及び助言をいただけるかと判断し選任をお願いするものであります。
6. 両氏が社外監査役に選任された場合は、当社は、両氏との間で、第1号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

第4号議案 補欠の監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査役として1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠の監査役の選任の効力は、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
みたらいとおる 御手洗徹 (昭和26年2月1日生)	昭和50年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成18年7月 オリックス株式会社入社 平成19年1月 ORIX Asia Ltd. 取締役社長 平成23年3月 ORIX Asia Ltd. 退社 平成23年6月 当社監査役 平成27年6月 当社監査役退任(予定)	18,000株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 御手洗徹は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏が監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の規則等に定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 御手洗徹は、金融機関業務経験者として高い見識を有し、かつ4年間当社の社外監査役として、当社の取締役会及び監査役会等に出席しその職責を適切に遂行していただいたことから、補欠の監査役として適任と判断し選任をお願いするものであります。

以上

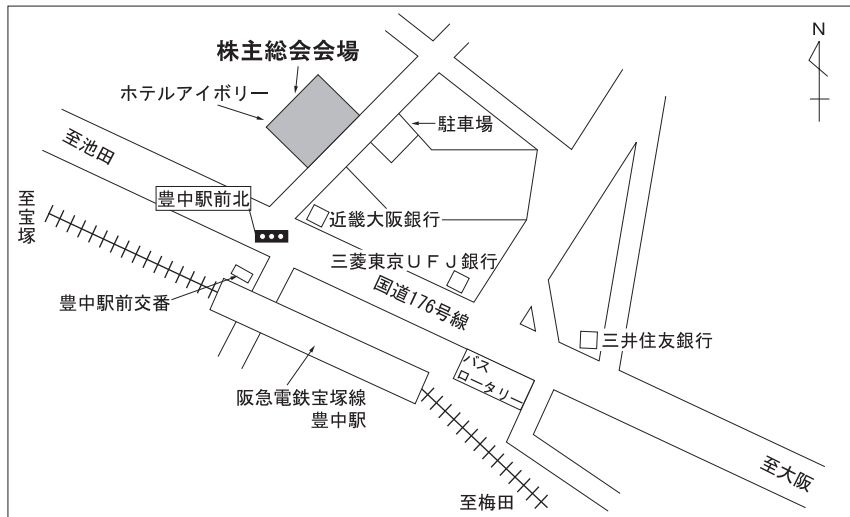
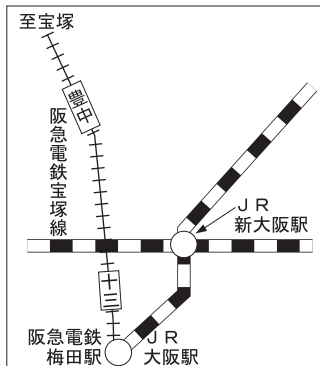
A series of horizontal dotted lines for taking notes, consisting of 20 lines.

メモ

A series of horizontal dotted lines for writing notes, consisting of 20 evenly spaced lines.

株主総会会場ご案内図

場所 大阪府豊中市本町3丁目1番16号
ホテルアイボリー 3階
オーキッドホール
電話 (06)6849-1111 (代表)



[交通のご案内] 阪急電鉄宝塚線豊中駅北改札口より徒歩約5分